

第2次春日部市総合振興計画策定に関する基本方針

1 策定の趣旨

本市は、平成20年3月に策定した「基本構想及び基本計画（前期・後期）※」から構成する春日部市総合振興計画を行政運営の指針として、長期的な視点に基づく将来像「人・自然・産業が調和した快適創造都市－春日部－」の実現に向けたまちづくりを総合的かつ計画的に推進してきたところです。

本市の総合振興計画に基づく取組については、着実な成果が見られる一方で、大規模災害等への対応、公共施設マネジメントやコンパクトなまちづくりへの取組など、新たな課題も発生しており、本市を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このような状況の中、平成29年度をもって「春日部市総合振興計画」の計画期間が満了することから、本市を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応しつつ、本市の将来像実現に向けた取組を着実に推進するために、春日部市自治基本条例（平成21年条例第31号）第16条の規定に基づき、第2次春日部市総合振興計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

※「基本構想」（計画期間：平成20年度から29年度までの10年間）

「前期基本計画」（計画期間：平成20年度から24年度までの5年間）

「後期基本計画」（計画期間：平成25年度から29年度までの5年間）

2 策定の基本的な考え方

（1）将来に責任を持ち、しっかりと市民の夢が実現できる計画づくり

本市が直面する新たな課題や、想定される将来の人口減少などに対しても真正面から向き合い、しっかりと市民の夢が実現できる計画づくりを行います。

また、国の動向や各種計画を踏まえ、多様化する市民ニーズ、厳しさを増す社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、迅速かつ柔軟に対応することができる計画づくりを行います。

（2）市民参加・職員総参加による計画づくり

春日部市自治基本条例の基本理念を鑑み、将来のまちづくりの担い手であるこどもを初めとする市民と行政が、本計画の策定過程において、共に考え、共に協力し、共に行動して課題の解決に努めた計画づくりを行います。

また、職員一人ひとりには将来のまちづくりに対する責任を持つ必要があることから、計画策定において、若手職員を含む、全ての職員が関わる計画づくりを行います。

（3）重点を明確にした計画づくり

まちづくりの主要課題の解決に効果的な施策を戦略的・横断的に進めていくことができるように、計画の策定段階から優先的に取り組むべき施策・事業を明確にした計画づくりを行います。

また、計画の進行状況を的確に把握し、常に点検・見直しを行うことができるように、目的達成度を測るための成果指標（アウトカム指標）と目標値を設定し、計画の見える化に努めます。

3 計画の概要

(1) 計画の名称

計画の名称は、「第2次春日部市総合振興計画」(前期基本計画)とし、副題等を定める場合は今後検討します。

(2) 前期基本計画の計画期間

平成30年度から平成34年度の5年間とします。

4 計画の構成

本計画は「基本構想」及び「基本計画」で構成し、計画に付随して「実施計画」を策定し、事業の具体的な進行管理を行います。

(1) 基本構想

平成39年度を目標年次とし、本市のまちづくりを行っていくうえで、最も重要な基本姿勢であり、市政運営を進めるにあたっての基本的な考え方を示すものです。

基本理念、春日部市の将来像については、本市が直面する新たな課題に真正面から取り組み、市民の夢をしっかりと実現することができるように、必要な見直しをするものとします。

また、まちづくりの枠組みとなる将来目標人口について「春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年3月)」の人口推計を踏襲し、「都市計画マスタープラン」の改訂を踏まえて土地利用の方針を明らかにし、その実現に必要な施策の大綱を定めます。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる本市の将来像を実現するため、施策体系に基づき、本市のまちづくりの各分野の現状と課題を明らかにするとともに、施策の展開を示すものです。

本市を取り巻く諸情勢の変化に柔軟に対応するため、計画期間は平成30年度から平成34年度の5年間で前期基本計画、平成35年度から平成39年度を後期基本計画とします。

なお、前期基本計画には、後期基本計画の計画期間を展望する構想的な事業も位置付けます。

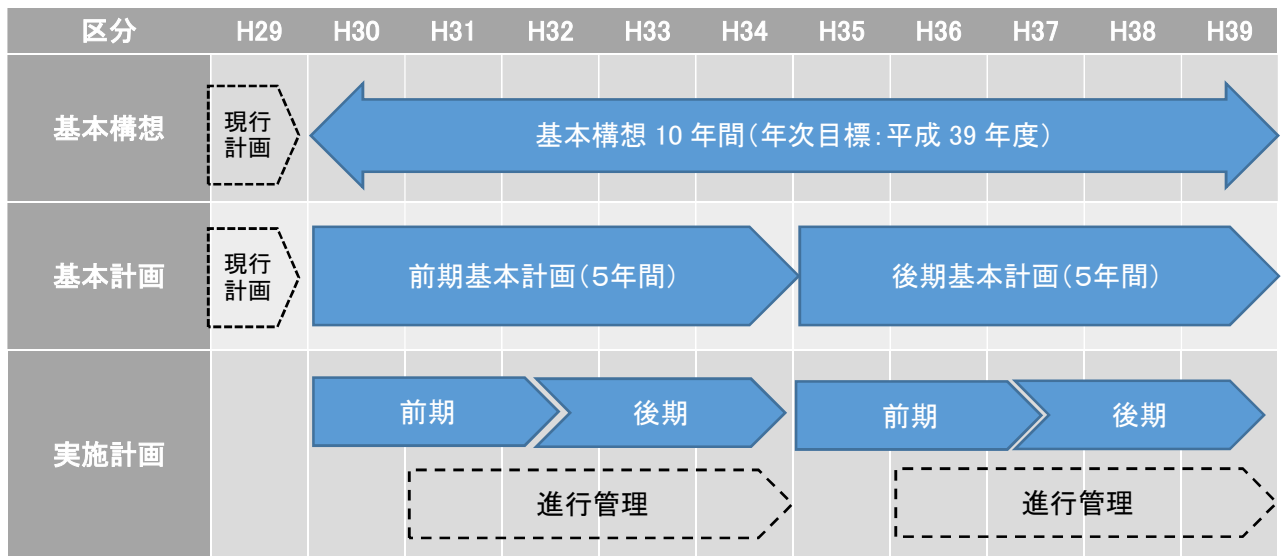
また、第1次春日部市総合振興計画後期基本計画において創設した「重点プロジェクト」についての考え方は、本計画に承継しつつ、本市の将来像の実現に向けて、まちづくりの主要課題の解決に効果的な施策を改めて戦略的・横断的に抽出し、位置付けるものとします。

○ 実施計画

基本計画に示された根幹となる事業の具体的な実施内容を明らかにするものであり、毎年度の経営方針として、予算編成、組織機構の編成、人事配置計画などに反映されます。

計画期間は5年間とし、財政状況や諸情勢を考慮しながら、原則毎年度行う進行管理を踏まえ、実施計画3年目に見直しを行います。

5 計画期間



6 策定体制

(1) 春日部市総合振興計画審議会

春日部市総合振興計画審議会は、春日部市総合振興計画審議会条例（平成 18 年条例第 1 号）に基づき、「知識及び経験を有する者」、「市内各種団体を代表する者」、「公募に応じた者」の 18 人で組織します。

審議会は、市長の諮問に応じて、必要な調査及び審議を行い、本計画に関する答申を行います。

(2) 庁内体制

○ 第 2 次春日部市総合振興計画策定本部会議（以下「本部会議」という。）

- ・ 本部長：副市長、副本部長：総合政策部長、本部員：各部長

本計画の策定に関する調査、計画立案等の総合的調整を行います。

○ 第 2 次春日部市総合振興計画策定本部会議専門部会（以下「専門部会」という。）

- ・ 部会長・副部会長：指定する次長級職員、部会委員：分野ごとに指定する課長級職員
- ・ 専門部会：「保健・医療・福祉部会」、「生活・環境・安全部会」、
「産業・経済・都市基盤部会」、「教育・文化部会」、「行財政部会」、

本部会議の補助機関として、本計画の策定に必要な事項を調査検討し、計画立案等の具体的な作業を行います。

各専門部会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができます。

○ 若手職員ワークショップ

- ・ 20 歳代・30 歳代の職員

本市の現状及びまちづくりの課題を把握し、本計画の策定及び今後の市政運営に活用するため、これからの本市を担っていく若手職員によるワークショップを開催します。

検討した成果は提言書としてまとめ、市長・本部会議において提言を行うとともに、市民との協働まちづくり会議における検討資料として活用します。

(3) 市民参加

○ 市民アンケート調査

本市の現状及びまちづくりの課題を把握し、本計画の策定及び今後の市政運営に活用するため、市民の意識や行動についての調査を行います。

	市民意識調査	転出者・転入者 アンケート	小中学生まちづくり アンケート調査
調査地域	春日部市全域		
実施時期	平成 28 年 7 月		
調査対象	18 歳以上の市民、住民基本台帳による無作為抽出 3,000 人	市民課等窓口での転出・転入異動手続きをした者	市内小学校第 5 学年児童 700 人、中学校第 2 学年生徒 700 人（児童数 1,757 人、生徒数 1,988 人から抽出）
調査方法	郵送による配布・回収	直接手渡し・回収箱または郵送による回収	学校での配布・回収

○ 地域まちづくり市民会議

地域ごとに公募にて集まった市民によって、自分たちが住んでいる地域の問題点について考え、具体的にどのようなまちにしていくかワークショップ形式で複数回の検討を行います。

検討した成果は提言書としてまとめ、市民との協働まちづくり会議における検討資料として活用します。

地域及びメンバーについては、①粕壁・内牧地域、②幸松・豊野地域、③武里地域（武里団地含む）、④豊春地域、⑤庄和地域の 5 ブロックとし、18 歳以上を対象とする各 20 人以内を想定しています。

○ 中高生まちづくり会議

市内在住中高生によって、10 年後の春日部市をどのようなまちにしていくかワークショップ形式で 1 回の検討を行います。

検討した成果は提言書としてまとめ、市民との協働まちづくり会議における検討資料として活用します。

メンバーについては、市内中学校 14 校及び高校 6 校から 2 人ずつの 40 人程度を想定しています。

○ 市民との協働まちづくり会議

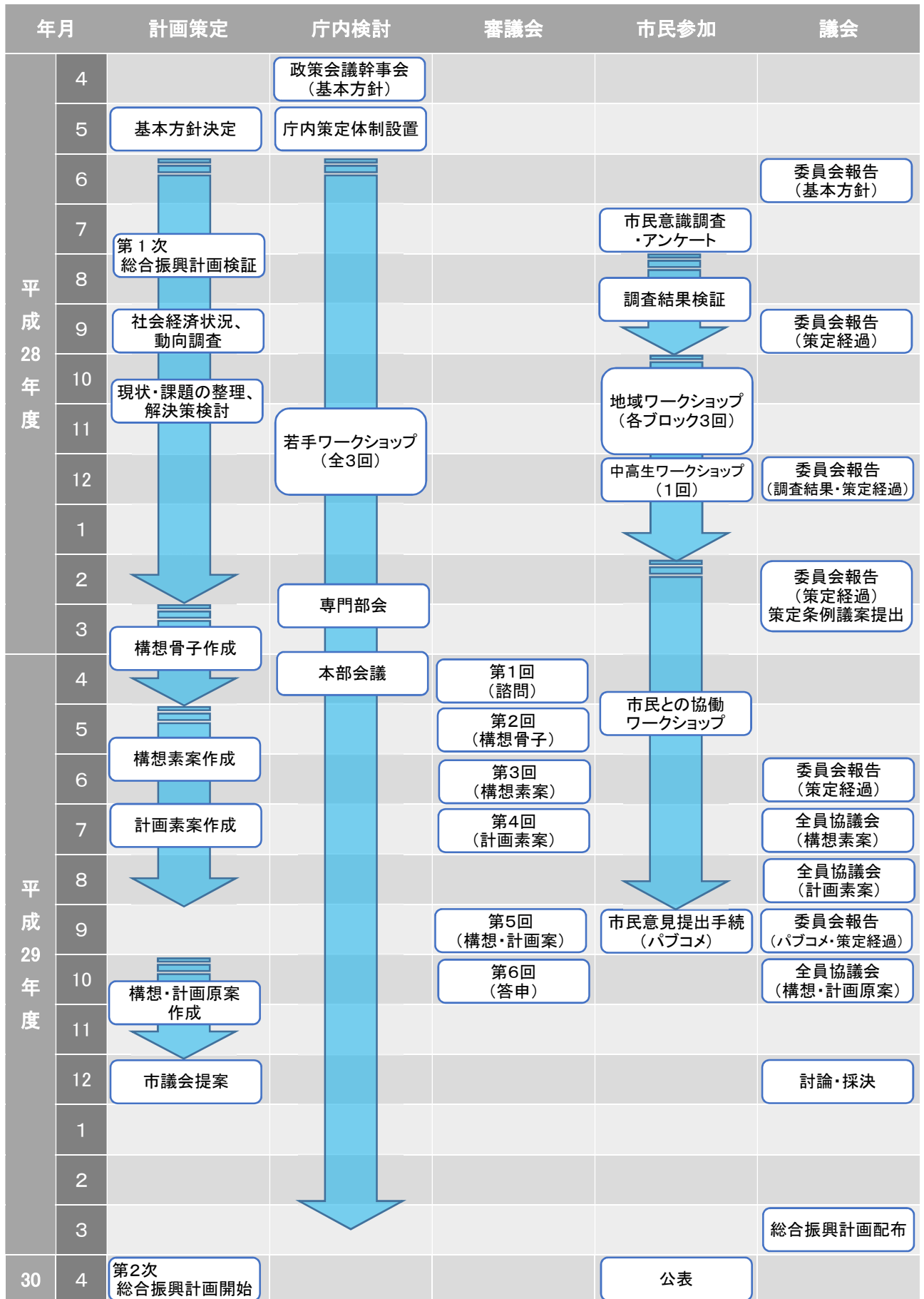
地域まちづくり市民会議及び、中高生まちづくり会議の提言書や専門部会で検討した事項を基に、市民と市職員と一緒に「これからの春日部市のまちづくり」について話し合い、「計画（素案）」を策定します。

メンバーについては、地域まちづくり市民会議からの有志 10 人と、専門部会から選出された市職員 10 人、合わせて 20 人を想定しています。

○ 市民意見提出手続

市民の多様な意見を本計画の策定過程において、最大限に活用します。

7 策定手順



策定体制イメージ図

